

災害時自主防災活動中の事故等への補償について

自主防災組織に属し、防災活動を行う方が、災害時に活動中に事故等でケガ等をされた場合の補償保険です。

なお、災害時の防災活動は、ご本人の身の安全を確保した上での活動になります。
安全管理・事故防止に努め、可能な範囲での活動を行っていただくようお願いします。

1 自主防災組織のメンバーによる災害時の活動が対象です。

岡山市に結成届を提出している自主防災組織に所属されている方が、災害時の活動を行っている際に事故でケガ等をされた場合の傷害保険です。
対象となる活動については、下記をご確認ください。

2 自主防災組織での保険料の負担は不要です。

保険料は、岡山市が負担し、保険の加入を行います。

3 事前の加入手続きは不要です。

事前に岡山市へ保険加入の手続きは不要です。

事故が発生した場合、事故の状況を書面で報告していただきます。

事故報告時には、ケガ等をされた方が自主防災組織に属する方であることを確認するため、自主防災組織の名簿が必要となりますので、平时から名簿の整備を行っておいてください。

保険の対象者

岡山市に結成届を提出している自主防災組織（※）に属し、防災活動を行う方

※「岡山市町内会名簿」に掲載されている単位町内会または連合町内会を単位として結成された地域の防災組織

事故が発生した場合の報告時に、自主防災組織の名簿の提出が必要となります。

対象となる活動

	活動内容
平時	○避難訓練（※）
発災時	○避難支援 ○避難誘導
	○安否確認
	○初期消火活動
	○負傷者の救出、救護
	○情報の収集、伝達
	避難所運営



※市が企画、運営等に関わる訓練、もしくは「岡山市自主防災組織等育成事業助成金」交付申請において事前に報告のあった訓練に限る。

補償内容

※活動中の事故で第三者の身体や財物に損害を与えた場合の賠償責任保険の適用はありません。

補償の種類	支払事由	補償の額	
死亡補償	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき	1人につき 500万円	
後遺障害補償	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき	1人につき 20万円以上500万円以下	
入院・ 通院補償	事故の日から180日を経過するまでの間に入院または通院した場合	入院日数/額	通院日数/額
		1～5日/1万円	1～5日/5千円
		6～15日/3万円	6～15日/1万円
		16～30日/ 6万円	16～30日/ 3万円
		31～60日/ 9万円	31～60日/ 4万5千円
		61～90日/ 12万円	61日以上/6万円
		91日以上/15万円	-

事故発生時の手続きの流れ

1 事故通報

事故が発生した場合、本人もしくは組織代表者から、速やかに危機管理室まで電話または、FAXにて「事故発生通報書（様式1）」の内容についてご連絡ください。

2 事故の報告

- 事故通報連絡後、「事故報告書（様式2）」、自主防災組織名簿及びその他事故を証明する書類を危機管理室までご提出ください。
※事故発生から報告までの期間が長期になった場合、保険会社による事故調査が困難になることがありますので、速やかにご報告ください。
- 市からの事故報告を受け、保険会社が事故調査を行います。調査後、適用となった場合は、本人との間で補償額が決定されます。

3 保険金の請求

保険適用となった場合、市から保険会社に「保険金請求書」を提出しますので、「保険金振込口座登録書」をご提出ください。

4 保険金の受取

保険会社により請求内容についての確認が行われ、確認後、「保険金請求書」に基づき保険金が支払われます。
保険金受領後30日以内に、市まで領収書をご提出ください。

留意事項

下記のような場合は対象となりません。

- 自分自身の避難行動中の事故
- 活動者の故意または重大な過失による事故
- 地震、津波等に直接起因する事故
- 活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失による事故

Q&A

- Q 1 高齢の方をおぶって避難誘導している際に、転倒し、ケガをさせてしまいました。相手方への補償はありますか。
- A 1 第三者の身体・財物に損害を与えてしまったことによる賠償責任保険は含まれていません。
- Q 2 要支援者を隣接する市外の避難所に避難誘導している際に、ケガをしました。市外での活動も保険の対象となりますか。
- A 2 自主防災組織としての活動中の事故であると判断できれば、市外での活動も補償の対象となると考えられます。
- Q 3 自動車であ支援者を避難所まで送迎している際に交通事故にあいました。この場合は対象となりますか。
- A 3 事故の相手方や同乗していた要支援者への賠償責任保険はありませんが、運転をしていた自主防災組織の方本人のケガについては傷害保険の対象となります。
- Q 4 町内会の構成員は全員自主防災組織のメンバーとしているが、そうした場合、事故報告の際に提出する名簿は、町内会名簿でも構わないか。
- A 4 町内会名簿の提出で構いません。
- Q 5 避難所の運営補助のため、近くの避難所に向かっている途中で、落下してきたがれきでケガをしました。活動前ですが対象となりますか。
- A 5 自宅と活動場所の通常の経路での往復途上で本人がケガをした場合、傷害保険の対象となります。



災害時の活動は、ご自身の身の安全を確保した上で、無理のない範囲での取組をお願いします。



お問い合わせ、事故報告窓口

危機管理室 岡山市北区鹿田町一丁目1-1
TEL : 086-803-1082 / FAX : 234-7066
E-Mail : tiikibousai@city.okayama.lg.jp